

平成22年（行ウ）第2号

原告 奥村悦夫 外6名

被告 今治市 外5名

## 準備書面（44）

2012年 1月30日

松山地方裁判所 御中

### 行政事件訴訟法第23条の2に基づく「釈明処分」の行使を求める

原告らが「準備書面（43）」で述べたように、本件採択会議において、被告らは、「各種採択資料」を「用いた」と主張しているのか、用いてはいないが「利用、参考できる状態」にしていたと主張しているのか、全くはっきりとしない状況である。

また、原告らが、「準備書面（17）」において「用いていない」ことを完全に立証した今なお、被告らが「用いた」と主張し続けているとするならば、被告らは、原告らの立証に対して、「用いたことを示す事実」を以って反証しなければ、被告らの主張は成り立ちようがない。

そして、もし反証できないのならば、「各種採択資料」の扱いについての被告の主張は、「用いた」ということではなく、「利用、参考できる状態にしていた」ということであると、被告がはっきりと、確定的に主張しなければならない。

以上のことが確定されないと、本件裁判は結審しようがないことは明らかである。よって、裁判所に、以下の訴訟指揮を執ることを求める。

一、 裁判所（加島滋人裁判長ら）は、被告らに対し、原告らが「準備書面（43）」において求めた「求釈明」への回答および「採択資料を用いたとする被告の立証（つまり、原告の立証に対する反証）」をするよう促し、求めよ。

上記・訴訟指揮は、結審を行なう前に裁判所（裁判長ら）がしておくべき当然の行為であり、これまでの訴訟指揮を見れば当然行うものと予測するが、原告らは、念のため、当要求が、「行政事件訴訟法23条の2」「民事訴訟法149条」に基づくものでもあることを付記しておく。

以上